

Title	両大戦間期インドにおける農業繁栄と工業発展 : 1926年・1932年関税委員会による政策提言を通して
Author(s)	木谷, 名都子
Citation	パブリック・ヒストリー. 2009, 6, p. 63-79
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66465
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

両大戦間期インドにおける農業繁栄と工業発展⁽¹⁾

1926年・1932年関税委員会による政策提言を通して

木谷名都子

はじめに

イギリス産業革命後、インドはイギリスのランカシャー綿製品にとって重要な輸出市場であったが、19世紀半ば以降にはインドにおいても近代的綿工業の発展がみられ、同世紀末には中国市場においてイギリスや日本の製品（特に綿糸）との競争が激しくなった。加えて1919年のインド統治法によって地稅からの収入は激減し、収入関稅政策の實行が必須となっていたこともあり、両大戦間期に入るとインド綿工業に対する保護政策（具体的には、保護關稅政策）についても議論されるようになった。

1920年代後半から、日本綿製品のインド市場進出によってランカシャー綿製品のインド市場における優位性は脅かされることになったが、インド政庁は差別的保護關稅政策によってランカシャー綿製品をある程度優遇した⁽³⁾。1932年にはカナダのオタワにおいてイギリス帝國經濟會議が開催され、イギリス本国および英領各植民地から代表が送られた。このオタワ會議の結果、帝国内諸国間で双務的協定が締結されたことにより、帝國特惠關稅制度が確立されるこ

(1) 本稿では特に説明を加えない限り、「インド」とは「英領インド」を指す。

(2) D. H. Buchanan, *The Development of Capitalistic Enterprise in India*, New York: Macmillan, 1934, Chapter 10; N. H. Thakker, *The Indian Cotton Textile Industry during Twentieth Century, With Special Reference to War periods*, Bombay: Vora, 1949; A. K. Bagchi, *Private Investment in India, 1900-1939*, Cambridge: Cambridge University Press, 1972; Rajat K. Ray, *Industrialization in India: Growth and Conflict in the Private Corporate Sector, 1914-47*, Delhi: Oxford University Press, 1979; S. R. B. Leadbeater, *The Politics of Textiles: The Indian Cotton-Mill Industry and the Legacy of Swadeshi 1900-1985*, New Delhi: Sage Publications, 1993; Rajnarayan Chandavarkar, *The Origins of Industrial Capitalism in India*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994; 西村孝夫『インド木綿工業史』、未來社、1966年；澤田貴之『アジア綿業史論——英領期末インドと民国期中国の綿業を中心として』、八朔社、2003年。

(3) インドにおいて外国製綿布に輸入關稅が賦課されたのは1894年であるが、同時にインド製品にも内國消費稅が賦課されたため、輸入關稅の保護効果は相殺された（稅率は兩方とも5%）。しかし1917年になると、輸入關稅率と内國消費稅率とが差別化され（輸入關稅率7.5%、内國消費稅率3.5%）、1925年にはボンベイ綿業界の要求もあって内國消費稅は廢止された。イギリス製品に対する特惠措置が開始されたのは1930年であり、1933年6月にはイギリス製品に対する關稅率は25%であったのに対し、外國製品に対する關稅率は75%にまで引き上げられた。

(4) イギリス帝国内でこの會議に参加した国・地域は以下のとおりである。イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、アイルランド自由國、ニューファンドランド、インド、南ローデシア。

とになった。従来、インドとの関連でこの制度は、日本からの綿製品輸入を抑制し、ヨーロッパからの鉄鋼の輸入を制約するための高関税を設定し、インドの工業資本を一定の範囲内で保護しつつ、イギリスの輸出市場を確保するため、帝国経済ブロックを形成することが目的だったと考えられてきた。⁽⁵⁾しかし近年の研究の含意するところは、オタワ体制は外国（イギリス帝国域外諸国）製品がイギリス帝国市場へ進出するのを防ぐのに必ずしも効果的ではなかったというものである。⁽⁶⁾むしろ、インドの対イギリス本国輸出の増加に意味があったというのが、近年の研究の示唆するところである。⁽⁷⁾また関税委員会（Tariff Board）によりインド産業への保護関税適用に関する調査が進行中であったため、英印オタワ協定では綿業・鉄鋼業については留保事項となっていた。

インド国内において、イギリス製品、なかでも綿製品に対する特惠関税をめぐることは、反対の声が強かった。加えて1930年代に入ると、インド市場における日本綿製品の輸出圧力がさらに増大した。もっとも当時は、インド市場全体の約8割はインド製品が占めており、残り約2割のシェアをめぐるイギリスと日本が争うという状況であったが、それでも低廉な価格での日本製品の進出はインド綿業、特にボンベイ綿業にとっても楽観視できるものではなかった。インド政庁が差別的保護関税を実施したことによって特に綿製品をめぐる日本との貿易摩擦問題は深刻化し、インドにとって最大の棉花輸出先であった日本は大日本紡績連合会を中心にインド棉花輸入ボイコットを実行することを決定した。インドは最大の棉花輸出先を失う危機に陥り、イギリスに助力を求めた。さらにイギリス製品に対して特惠関税を賦課することについては、インド国内でも反対の声が強かった。このような状況の中で、1933年から1934年にかけて、英印民間会商、第1次日印会商、日英民間会商が相次いで開催され、英・印・日3国間の綿製品・棉花貿易摩擦問題解消に向けて交渉が行なわれた。

インドはイギリス帝国域外諸国との貿易黒字を維持することによって、⁽⁸⁾多角的決済機構を通してイギリスに債務支払いを行っていた。インドの主な輸出品は棉花、ジュート、小麦や米など第1次産品であり、その中でもっとも重要な品目は棉花であった。両大戦間期におけるインド棉花をめぐる問題については、主にその輸出商品としての側面に注目して、日印会商や英印民間会商において交渉の趨勢を決定した問題として、インド棉花の輸出をどれだけ確保するかという観点から議論されることが主であった。⁽⁹⁾しかし、インド棉花の原材料としての側面に

(5) 辛島昇編『新版世界各国史7 南アジア史』、山川出版社、2004年、412頁。

(6) Ian M. Drummond, *British Economic Policy and the Empire 1919-1939*, London: Allen and Unwin, 1972, p. 103; Tim Rooth, *British Protectionism and the International Economy: Overseas Commercial Policy in the 1930s*, Cambridge: Cambridge University Press, 1993.

(7) P. J. Cain and A. G. Hopkins, *British Imperialism, 1688-2000, second edition*, Harlow: Longman, 2002, Chapter 18.

(8) S. B. Saul, *Studies in British Overseas Trade 1870-1914*, Liverpool: Liverpool University Press, 1960; S・B・ソウル著、久保田英夫訳『イギリス海外貿易の研究、1870-1914』、文眞堂、1980年。また、以下の研究も参照。吉岡昭彦『近代イギリス経済史』、岩波書店、1984年；同『帝国主義と国際通貨体制』、名古屋大学出版会、1999年。

(9) たとえば、以下の研究を参照。籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』、名古屋大学出版会、2000年、第6章；拙稿「インド棉花輸出問題から見た英印民間会商と第1次日印会商——1930年代前半の対英特惠関税問題再考」『社会経済史学』第71巻第6号、2006年。

着目し、インド綿工業を外国製品との競争から保護してさらに発展させるために、原材料である棉花に関してはどのような政策が必要であったかという点をめぐる議論は少ないように思われる。加えて両大戦間期のインドはまだ工業国というよりも農業国であった⁽¹⁰⁾。ならば、インド綿工業の保護・発展について考えるうえでも、原材料である棉花の生産に従事していた農民たちの利益に対していかなる配慮がなされていたのかを考えることも必要であろう。そこで本稿では、1926年および1932年に任命された関税委員会の報告書をもとに、インド棉花の「インド綿工業にとっての原材料」としての側面に注目し、両大戦間期におけるインド綿工業の保護・発展と関連して、棉花について関税委員会がいかなる理由に基づいてどのような政策提言を行なったのか、を明らかにする。

第2節で述べるように関税委員会は、綿工業を含むインド産業に対する保護政策について総合的に調査・提言を行なった組織である。これまで関税委員会については、イギリスのランカシャー綿業界 VS インド綿業界（とくにボンベイ綿業界）、あるいは日本綿業界 VS インド綿業界という構図の中に位置づけられ、その構図の中で関税政策をめぐってはむしろ対英特惠関税を否定し、インド綿業界を擁護する立場を示したことが強調されていた⁽¹¹⁾。特に32年委員会報告書の内容がイギリス製品に対する特惠関税措置を否定する内容であったが、同年の関税率改定の結果事実上イギリス製品に対する特惠関税が認められ、関税委員会の提言は棚上げされてしまったことが強調されている⁽¹²⁾。しかしながら当時のインド政庁は金融（通貨）政策が第一の関心事であり、ルピー・ポンド間の為替レートを安定させてイギリスへの本国費・利子支払いを円滑に履行すること、そしてそのために財政を安定させること―均衡財政主義―を最優先していた⁽¹³⁾。ならば棉花をめぐる関税委員会の政策提言が、このインド政庁の方針とインド綿工業の保護という目的との間でいかなる整合性をもったのかという点についても問い直す必要がある。本稿では以上の考察を通じて、両大戦間期インド経済における農業繁栄と工業発展とが相互にどのように関連づけられていたかについて再考したい。まず次節では、インド棉花の主な種類について概観する。

(10) Sir George Schuster, "Indian Economic Life: Past Trends and Future Prospects" in *Journal of the Royal Society of Arts*, Vol.133, No.4306, May 1935, pp.641-670.

(11) A. D. D. Gordon, *Businessmen and Politics: Rising Nationalism and a Modernizing Economy in Bombay, 1918-1933*, New Delhi: Manohar, 1978; 柳沢悠「第一次日印会商（1933-34年）をめぐる英印関係」『経済と貿易』第129号、1980年、30-47頁；Basudev Chatterji, *Trade, Tariffs, and Empire: Lancashire and British Policy in India*, Delhi: Oxford University Press, 1992. また両大戦間期は、インド人資本家への政治への介入、ナショナリスト政治への関与が顕著かつ活発になった時期であり、資本家たちのナショナリズムへの対応や、彼らの政治的・経済的・イデオロギイ的成長についても議論されている。Claude Markovits, *Indian Business and Nationalist Politics 1931-1939: The Indigenous Capitalist Class and the Rise of the Congress Party*, Cambridge: Cambridge University Press, 1985; Aditya Mukherjee, *Imperialism, Nationalism and the Making of the Indian Capitalist Class 1920-1947*, New Delhi: Sage Publications, 2002.

(12) Basudev Chatterji, *Trade, Tariffs and Empire*, pp.381-386; 柳沢悠「第1次日印会商をめぐる英印関係」36-37頁。

(13) B. R. Tomlinson, *The Political Economy of the Raj 1914-1947: The Economics of Decolonization in India*, London: Macmillan Press, 1979.

1 インド棉花の主な種類

表1は、インドで産出される棉花の主な種類を示したものであり、表2は1920年代半ばから1930年代末のインドにおける棉花の生産量を種類別に示したものである。インド棉花はその成熟季節によって大きく2種類に分けられる。すなわち第一季棉（毎年6月に播種して10-12月にわたって成熟）と第二季棉（7-10月にわたり播種され翌年の2-5月にかけて成熟）である。同じ成熟季の棉花でも産出する地方によって品質名称が異なり、また同じ地方においても各出回り市場によって品質が異なるため、取引上はこの産地出廻り市場名を棉花に付して称呼されるのが通常であった。

当該時期における棉花の総生産量は、1930年代初めまで減少傾向にあったが、1932-33年以降は再び増加傾向を示している。インドで多く生産されているのはベンガル棉、ウムラ棉、パンジャブ棉、ドレラ棉、ブローチ棉である。ウムラ棉およびドレラ棉の生産量が減少傾向にあったのに対して、パンジャブ棉の生産量は増加傾向にあった⁽¹⁴⁾。なお、ブローチ棉に関して付け加えておくと、表に記載されているブローチ棉とは、ボンベイの北部グジャラート地方に属するブローチ、スーラットおよびナウザリ方面に産する棉花を総括したものである⁽¹⁵⁾。ブローチ棉、スーラット棉、ナウザリ棉ともに主としてアフマダーバード紡績およびボンベイの一部の紡績によって消費されていた⁽¹⁶⁾。ナウザリ棉の繊維の長さは約1インチで、インドでは32-40番手の綿糸紡績に使用されていた⁽¹⁷⁾。この3種の中で日本や中国、ヨーロッパ方面の需要が多かったのはブローチ棉であった⁽¹⁸⁾。また、繊維の長さが7/8インチあるいはそれ以上である棉花は長繊維棉花、7/8インチ未満である棉花は短繊維棉花として分類された⁽¹⁹⁾。この基準からすると、表1および表2から両大戦間期にインドで産出される棉花は概して短繊維棉花が多かったことが指摘できよう。しかし同時に、パンジャブ棉など長繊維棉花の生産量が増加傾向にあったことも指摘しておきたい。

表3は、1920年代および30年代のインドにおける綿糸生産量をあらわしている。この表を見ると、インドでもっとも多く生産されていたのは11番手から20番手の綿糸であり、次いで21番手から30番手の綿糸であった。しかし、ここで注目しておきたい点は、31番手から40番手の綿糸生産量が30年代後半までに約11倍、40番手以上の綿糸生産量においては同時期

(14) パンジャブ棉とはインド大陸の北部パンジャブ州に産出する棉花で、パンジャブ・デッシン棉とパンジャブ・アメリカ棉の2種類があった。パンジャブにおけるアメリカ棉種の改良栽培については、政府は同地方の大地主と提携して、良質な種子の配布を図った。1904年には政府の後援によって英国棉花栽培協会（the British Cotton Growing Association）が設立された。この協会は政府より土地を借用し、多数の小作人を雇ってアメリカ棉種の改良栽培に努めた。江商株式会社『印度棉花事情』大阪、1932年、19-22頁。

(15) 同上、55頁。

(16) 同上、55-58頁。

(17) 同上、55頁。

(18) 同上、58頁。

(19) *Report of the Indian Tariff Board regarding the Grant of Protection to the Cotton Textile Industry*, Calcutta: Government of India, Central Publication Branch, 1932, p.107.

名前	季節	繊維の長さ	インド国内における主な消費先／出回り先	備考
ベンガル棉	第一季	1/2 ~ 5/8	カンプールおよびカルカッタ紡績工場が消費 ボンベイ市場およびカラチ市場に積出	インド棉花の中で最下等品
パンジャブ棉	第一季	7/8*	カラチ市場、ボンベイ市場	ブローチ棉代用品
シンド棉	第一季	3/8 ~ 5/8	カラチ市場	
ラジブタナ棉	第一季		ボンベイ市場、カラチ市場	
コミラ棉	第一季	3/8 ~ 1/2		羊毛との混綿に使用 カルカッタよりヨーロッパ方面に輸出
ウムラ棉	第一季			インド棉花の普通品であり需要は普遍的 インド紡績だけでなく日本・中国紡績の インド棉花買付の大部分を占める
ベラール棉	第一季	1/2 ~ 3/4	ボンベイ市場	12 ~ 14 番手の綿糸の紡績に使用
シー・ピー棉	第一季	5/8 ~ 3/4	ボンベイ市場	12 ~ 20 番手の綿糸の紡績に使用
カンデッシ棉	第一季	1/2 ~ 5/8		10 ~ 12 番手の綿糸の紡績使用
モグライ棉	第一季	5/8、1 ~ 1.8		モグライ棉の一種であるナンデッド地方 棉は、28 ~ 40 番手の綿糸の紡績に使用
シー・アイ棉	第一季	約 3/4	ボンベイ市場	
マテヤ棉	第一季		ボンベイ市場	
ブローチ棉	第二季	約 1		インド在来棉花の最優良品 インド内地紡績の消費だけでなくヨー ロッパ・日本紡績の需要も多い
ドレラ棉	第二季	約 7/8	主としてアフマダーバードおよびボン ベイ紡績工場が消費	20 番手前後の綿糸の紡績に使用 日本・中国・ヨーロッパ方面の需要も多 い
クムタ棉	第二季	約 7/8	主としてインド内地紡績工場が消費	
サウザン棉	第二季		主としてインド内地紡績工場が消費	
ノーザン棉	第二季	3/4 ~ 7/8	一部はマドラスおよびインド内地紡績が 消費	マドラスよりヨーロッパ向けに輸出
ウェスタン棉	第二季		ごく少量がボンベイ市場にて出回り 一部はマドラスおよびインド内地の一 部の紡績工場が消費	主としてマドラスよりヨーロッパ向けに 輸出
ココナダ棉	第二季	約 5/8	一部はインド内地紡績が消費 ごく少量がボンベイ市場にて出回り	日本紡績の需要はごく少量 大部分はココナダおよびマドラスより主 としてヨーロッパ向けに輸出
チンネベリー棉	第二季	3/4 ~ 7/8	インド内地紡績工場が消費	割安の季節には日本、中国およびヨー ロッパ向けの輸出も相当多い
カラングニ棉	第二季	7/8 ~ 1		
カムボデヤ棉	第二季	5/8 ~ 7/8 7/8 ~ 1		ボンベイ、日本、中国、ヨーロッパ各地 へ輸出

表 1：インド棉花の主な種類

出典：江南株式会社『印度綿花事情』、16-84 頁より作成。

注 1：繊維の長さの単位はインチである。

注 2：パンジャブ棉の繊維の長さは、パンジャブ・アメリカン棉の繊維の長さである。

注 3：狭義のウムラ棉はベラール棉を指し、広義のウムラ棉とはシー・ピー棉、ベラール棉、カンデッシ棉、モグライ棉、シー・アイ棉およびマテヤ棉を総括した種類を指す。

年代	ウムラ棉				アメリカ棉		ドレラ棉	プローチ棉	ウエスタム棉 ノーザン棉	ココナ棉	チンネバー棉	カムボヂヤ棉	その他	総計		
	ベンガル棉	シム・アヒ棉	ベラール棉	シー・ビ・棉	その他	ハンジャブ棉									その他	
1924-25	1,070	2,452	270	404	1,000*	778	367	363	4	628	345	57	164	183	477	6,088
1925-26	1,080	2,562	267	386	980*	929	361	359	2	630	331	54	180	155	477	6,215
1926-27	821	2,375	266	330	977*	802	234	229	5	569	222	30	135	116	349	5,024
1927-28	782	2,861	307	349	1,235*	970	222	219	3	858	244	39	148	123	465	5,963
1928-29	1,020	2,813	338	359	1,334*	782	195	189	6	402	210	46	162	147	438	5,782
1929-30	977	2,268	249	300	717	467	256	248	8	509	284	45	162	144	426	5,243
1930-31	989	2,340	273	317	658	614	289	269	20	559	277	32	129	90	337	5,224
1931-32	764	1,310	175	205	283	177	229	215	14	586	274	33	131	128	352	4,025
1932-33	774	1,739	215	209	500	495	250	217	33	712	322	26	135	139	370	4,656
1933-34	1,152	1,705	233	216	522	532	398	364	34	560	225	25	124	158	423	4,970
1934-35	1,338	1,480	239	189	443	435	474	398	76	599	148	30	141	198	310	4,857
1935-36	1,322	1,766	307	304	349	267	892	737	155	642	344	25	137	192	259	5,867
1936-37	1,520	1,918	273	309	560	485	1,196	900	296	457	394	25	138	198	223	6,234
1937-38	1,343	1,782	323	220	430	541	951	692	259	508	381	24	151	216	247	5,779
1938-39	1,032	1,558	281	255	406	473	1,031	780	251	344	399	21	132	119	246	5,120

表2：1920年代半ばから1930年代末までの種類別インド棉花生産量

(単位：一千棚) (1棚あたり400重量ポンド)

出典：The East India Sotton association, *Bombay Cotton Annual 1933-34*, No. 15, p.37; *Bombay Cotton Annual 1938-39*, No.20, p.48. より作成。

注1：1924-25年から1928-29年までのベラール棉およびシー・ピー棉の生産量については、両種の生産量を合計した数字となっている。

注2：1935-36年以降、その他種類にはビルマ棉は含まれていない。

注3：1933-34年度の数字については、*Bombay Cotton Annual 1933-34* に記載されている数値に従っている。

	1920-21	1921-22	1922-23	1923-24	1924-25	1925-26	1926	1927	1928	1929
1～10番手	84	99	103	85	93	96	116	113	63	105
11～20番手	360	371	376	327	377	349	391	403	300	378
21～30番手	199	203	209	182	224	214	245	264	209	264
31～40番手	15	17	16	20	19	20	27	32	35	46
40番手以上	2	2	2	3	6	6	10	12	9	14
総計	660	692	706	617	719	685	789	824	616	807

	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
1～10番手	112	117	118	107	109	111	112	109	135
11～20番手	403	429	482	452	453	476	490	481	543
21～30番手	265	284	305	260	274	286	275	291	336
31～40番手	57	68	78	73	91	111	114	148	168
40番手以上	24	33	36	36	42	57	57	81	92
総計	861	931	1,019	928	969	1,041	1,048	1,110	1,274

表3：両大戦間期のインドにおける棉花生産量

単位：100万ポンド

出典：Bombay Millowners' Association, *Report of the Bombay Millowners' Association for the year 1934*, Bombay, 1933, p.321, Table No.12.; *Report of the Bombay Millowners' Association for the Year 1938, 1939*, p.461, Table No. 12.

注1：本表における「インド」には、英領インドおよび藩王国を含む。

注2：1925-26年までは、年度末は3月31日。1926年以降は1月1日から12月31日までの1年間。

注3：ボンベイ島およびボンベイ市の工場は、1923-24年に約2ヶ月、1925-26年に2ヶ月半、1928年に半年間1929年に4か月半閉鎖されていた。

までに約46倍もの増加がみられたことである。つまり、インド紡績業は高番手志向を強めていったといえる。

両大戦間期のインドの綿糸生産において高番手志向が強まっていった中で、同時期にインドで生産されていた棉花の多くは、低番手綿糸の生産に適する短繊維棉花であった。このような状況の中で、インド綿工業に対する保護という観点から、原材料である棉花を確保する問題について、政府レベルでいかなる点が指摘され、どういう提言が行なわれたのであろうか。次節ではこれらの点について、両大戦間期においてインド綿工業に対する保護関税適用の妥当性や課税を実行した場合の派生效果について調査し、具体的な保護関税政策を提言することを業務とした、1926年および1932年に任命された関税委員会の報告書をもとに考察する。

2 1926年・1932年関税委員会報告書にみるインド棉花問題

(1) 委員会設置の理由と委任事項

最初に、1926年および1932年に関税委員会が設置された理由と、各々の委任事項について

確認する。⁽²⁰⁾ 26年委員会はボンベイ工場主協会 (the Bombay Millowners' Association) からの要求に応じて任命された。⁽²¹⁾ ボンベイ工場主協会は、1920年代当時ボンベイ綿工業が直面していた不況の原因を調査し、その不況から回復し再び繁栄する方策も示唆することを要求した。インド政庁はボンベイのこの要求に賛同したが、当時すでに設立されていた関税委員会は、1924年の鉄鋼業保護法による調査に着手していた。そこで、第2の関税委員会が綿工業に関する調査のために任命されたのである。

26年委員会に対しては、次の事項が委任された。(1) インド綿工業が直面している状況について詳細に調査すること、特にボンベイとアフマダーバードにおける綿工業について言及すること。(2) 綿工業が不況に陥っている原因を調べ、それらの原因が一時的なものであるのか恒久的な性格のものであるのかを報告すること。(3) 特に、インド綿工業が直面している不況が、インド市場あるいは輸出貿易における他国との競争に起因するのかどうか、もし起因するとしたらどの程度起因しているのか、について考察すること。(4) 綿工業がインド産業の中で確固たる地位を築いてきたことと、綿業資本家の利益が消費者および他のすべての利害関係者の利益に影響することとに関連して、①綿工業は保護の必要があるかどうか、②もしその必要があるならば、どのような形でどれくらいの期間保護が与えられるべきか、ということについて報告すること。(5) その他主題に関連する勧告を行なうこと。

他方、32年関税委員会の任命をめぐっては次のような背景があった。⁽²²⁾ 1930年のインド綿業保護法によって、3年間という期限付きで綿布に保護関税が課せられていた。これは、インド綿工業に対して、外国製品との競争からの保護を与えることが目的であった。これらの保護関税においては、イギリス綿布に対する税率が外国綿布に対する税率よりも低く抑えられていた。同法によって、1927年のインド関税法により課せられていた関税がさらに3年間延長して課せられることになった。それは、中国における劣悪な労働条件から生じた不当な競争に起因していた。前記の関税は1933年3月31日まで延長して課せられることになっていた。しかしながら、綿業保護法案が審議中である場合には、3年間の関税賦課が終了する前にインド綿布およびインド綿工業に対する関税の保護効果について関税委員会において調査されるべきことになっていた。

しかも、インド綿業保護法が通過・成立して以来、3つの注目すべき変化が生じた。第1に、インド綿業保護法の下で綿布に課せられる関税率が、2つの財政法によって引き上げられていたことであり、そのためインド中央立法府がインド綿工業に対する一時的な保護手段として必要であると判断した数値以上の税率になっていた。第2に、人絹布（綿・人絹混合布を含む）

(20) これ以降本稿では、1926年に任命された関税委員会を「26年委員会」、1932年に任命された委員会を「32年委員会」と称する。また、26年委員会が作製した報告書を「26年報告書」、32年委員会が作成した報告書を「32年報告書」と称する。26年委員会の報告書が刊行されたのは実際には1927年であったが、混乱を避けるために本稿においては「26年報告書」と称する。

(21) *Report of the Indian Tariff Board*, Volume 1, *Report*, Bombay: the Government Central Press, 1927, p.1.

(22) *Report of the Indian Tariff Board regarding the Grant of Protection to Cotton Textile Industry*, Calcutta: Government of India Central Publication Branch, 1932, pp. vii-viii.

の輸入が増加し、それらの製品に対する税率が、絹製品（絹との混合製品）にとって適切であるとされる率にまで引き上げられていた。第3に、インド政庁はオタワにて開催が予定されているイギリス帝国経済会議において、双方の貿易にとって利益となるように計画された特惠関税計画を具体化した通商協定の締結に入るかどうかという問題を議論することを決定していた。

このような背景のもとで定められた32年委員会への委任事項は、下記の問題について調査を行ない勧告を行なうことであった。(1) インド綿工業の保護への要求が確立されてきたかどうか。(2) もし要求が確立されてきているならば、どのような形でどの程度保護が与えられるべきか。(3) もし輸入関税という手段で保護が与えられるべきだと提案されるならば、①イギリス製品との競争に対して与えられる保護関税率と、外国製品とのそれに対して与えられる保護関税率を同率にするべきかどうか、そして②綿布、人絹布（混合人絹布を含む）、綿糸（イギリス製、外国製）に関してそれぞれどのくらいの関税率が薦められるか。これらの委任事項に加えて、委員会の勧告内容が手織機工業に与える影響について考察することも定められていた。

(2) 価格と関税をめぐる議論

では、26年委員会と32年委員会は、インド棉花をめぐる点に着目したのであろうか。26年報告書および32年報告書をみると、両方の報告書において言及されているのは、価格および関税の問題であった。

[1] 価格

インド棉花の価格については、次の3点と関連付けて言及されている。1点目は、アメリカ棉花の生産量および価格との関連である⁽²³⁾。原材料すなわち棉花の価格の変動が、1920年代にインド綿工業が直面していた不況のもっとも重要な原因のひとつであった。そしてアメリカ棉花とインド棉花の相対価格を決定する主要因のひとつは、両国における生産量であった。1921年から1923年にかけて、害虫による損害のためにアメリカ棉花の生産量は減少した（1921年には約1,300万梱、1922年には約800万梱⁽²⁴⁾）。その後1924年から1926年にかけてアメリカ棉花の生産量は再度増加していった（1924年には約1,400万梱、1925年には約1,600万梱、1926年には約1,800万梱⁽²⁵⁾）。他方、インド棉花の生産量は、1926-27年および1931-32年に激減したが（表2参照）、同時期アメリカにおいて棉花は豊作であった⁽²⁶⁾。表4は、1920年代から1930年代初めにかけてのアメリカ棉花およびインド棉花の価格の推移を示したものであるが、1921-23年のアメリカ棉花の不作が、1921-22年から1923-24年にかけての価格の上昇および両

(23) *Report of the Indian Tariff Board, 1927, pp.31-32; Report of the Indian Tariff Board, 1932, pp.43-46.*

(24) *Report of the Indian Tariff Board, 1927, p.32, Table XV; Report of the Indian Tariff Board, 1932, p.44.*

(25) *Ibid.*

(26) *Report of the Indian Tariff Board, 1932, p.45.*

表 4：1920 年代から 1930 年代初めのリヴァプールにおけるアメリカ棉花およびインド棉花の価格

	アメリカ棉花	インド棉花	両棉花価格の差異
1920-21	11.89	9.20	2.69
1921-22	11.37	9.60	1.77
1922-23	14.92	11.14	3.78
1923-24	17.66	13.35	4.31
1924-25	13.76	11.95	1.81
1925-26	10.77	8.97	1.80
1926-27	8.15	7.18	0.97
1927-28	11.17	9.21	1.96
1928-29	10.52	8.03	2.49
1929-30	9.09	6.39	2.70
1930-31	5.71	4.02	1.69
1931-32	4.82	4.32	0.50

単位：ペンス

出典：Report of the Indian Tariff Board regarding the Grant of protection to the Cotton Textile Industry, Calcutta: Government of India, Central publication Branch, 1932, p.44, Table XL.

注 1：価格は、1 重量ポンド当たりの価格を示している。

注 2：両棉花価格の差異は、アメリカ棉花価格からインド棉花価格を引いた数値である。

棉花価格の差異に反映されていた。⁽²⁷⁾

2 点目は、インド国内における棉花取引方法（ヘッジ取引）との関連であった。⁽²⁸⁾ヘッジ取引は俗にサッタと称されており、先物取引⁽²⁹⁾の一種であった。主として現実に棉花の荷の受け渡しを目的とはせず、棉花売買上の損失を防ぐためのつなぎ取引であった。⁽³⁰⁾ヘッジ取引の中には、単なる投機者によって利用されている契約も存在していた。ある意味ではヘッジ取引は、棉花相場の変動によって生じる損失を償う保険であるとも解釈されていた。⁽³¹⁾

生産費用の中で原材料費は製造業者が何らかの統制を行なうのは困難な項目であるが、製造業者はもっとも経済的な方法で原材料を購入することができ、かつその際に危険要素はできるだけないようにするべきだというのが 26 年委員会の見解であった。⁽³²⁾当時、ヘッジ取引につい

(27) Report of the Indian Tariff Board, 1932, pp.44-45.

(28) Report of the Indian Tariff Board, 1927, pp.126-131; Report of the Indian Tariff Board, 1932, pp.55-58.

(29) 先物取引とは、現物の受け渡しを一定の条件のもとに何ヶ月か先に実行することとして、売買の約定を結ぶ取引のことである。

(30) 江商株式会社『印度棉花事情』、115-118 頁。

(31) 同上。

(32) Report of the Indian Tariff Board, 1927, p.126.

ては複数の形式が存在していたが、東インド棉花協会（the East India Cotton Association）⁽³³⁾の設立にともなって形式を1つに統一するべきだと主張するボンベイ工場主協会と、投機者による棉花買占めを防ぐために取引形式は多様であるべきだとするボンベイ取引業者との間で対立がみられた。⁽³⁴⁾26年委員会は、ヘッジ取引の形式を1つに統一することは理想であるとしながらも直ちにそれを制度化することは困難であるとして明確な解決法を示さなかった。⁽³⁵⁾

その他、複数の工場で棉花を共同購入するという提案についても、各工場の要求が多様であるために満足いく体制を整えることが可能かどうか26年委員会は疑念を抱いていたが、輸入棉花の共同購入については貨物料金等の問題において利点があるとの見方を示した。⁽³⁶⁾しかし棉花取引方法や購入方法をめぐっては、1930年代に入っても専門家による調査が実際的な制度化の実現につながった様子は見られなかった。⁽³⁷⁾

そして3点目は、棉花を栽培する農民の利益に関することであつた。⁽³⁸⁾工場生産量の減少が棉花を栽培するインド農民に対して不利にはたらくかどうかという委員会の質問に対し、インド中央棉花委員会は、繊維の長さが7/8-1インチの棉花を栽培する農民に対しては不利にはたらくであろうと回答した。⁽³⁹⁾その理由は、その種の棉花の輸出需要は、アメリカ棉花価格と比較した場合のインド棉花の価格競争力に完全に依存していたからであつた。その種の棉花を栽培する農民たちに対して適切な価格を保証するのはインド工場における棉花の重要であつた。それゆえ生産されたインド棉花のうち一部は、もしインド工場によって購入・消費されなかったならば輸出市場において投げ売りされ、インド棉花の海外市場での価値を下落させる可能性があつた。そしてそのような事態は、繊維の長さが7/8インチ未満である短繊維棉花をめぐっても起こりうることであつた。すなわち、インド工場において生産量が減少したことによって短繊維棉花の需要が減少し、同時にアメリカ短繊維棉花の海外市場流通量が増加した場合には、インド短繊維棉花の海外市場価格も下落する可能性があつた。東インド棉花協会委員会も同様

(33) 棉花輸出入業者、仲買人および紡績会社等の会員組織。1876年、ボンベイ棉花市場に初めてインド棉花取引協会（the Indian Cotton Trade Association）という組織が設立され、先物取引が行なわれるようになった。しかしこの組織は正確な棉花等級の標準によって厳密な調査を行わず、先物取引も差額決済に重きをおくのみであつたために、不良品の受け渡しが多かった。また投機的取引も多く、ボンベイ棉花市場は混乱し決済不能という事態も生じることがあつた。そのため1919年、ボンベイ州庁は当業者利益保護の目的で棉花取引取締法を制定し、棉花管理局（the Cotton Control Board）を設置して棉花取引の取締りを開始した。1922年にこの法律は棉花約定法（the Cotton Contract Act）として改正され、同時にインド棉花取引協会は東インド棉花協会と改名された。以来、ボンベイにおける棉花取引はすべてこの棉花協会の規定に基づき行なわれることになった。江商株式会社、前掲書、108頁。

(34) *Report of the Indian Tariff Board*, 1927, p.128.

(35) *Report of the Indian Tariff Board*, 1927, p.130.

(36) *Report of the Indian Tariff Board*, 1927, p.131.

(37) *Report of the Indian Tariff Board*, 1932, p.58. また報告書の中では日本の棉花買付についても言及されている。日本人によるインド棉花買付に関しては、以下の研究を参照。籠谷直人「戦前期の日本人貿易商によるインド棉花の奥地買付活動——東洋棉花ボンベイ支店を事例にして」『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会、2000年、第4章。

(38) *Report of the Indian Tariff Board*, 1932, p.125.

(39) *Ibid.*

の見解を示した⁽⁴⁰⁾。関税委員会は、アメリカ棉花の生産量・価格との関連という要因の重要性を評定するうえでも、インドで棉花がもっとも重要な商品作物であることも常に念頭におくことが必要であると強調した。

[2] 棉花に対する関税賦課

輸出品としてのインド棉花の大部分は日本向けであるがゆえに、輸出税はインド綿工業にとって日本との競争に対する間接的な保護手段⁽⁴¹⁾を意味するという理由で、輸出品としてのインド棉花に輸出税を賦課するべきとの意見が関税委員会に対して提出され、さまざまな回答が寄せられた⁽⁴²⁾。ボンベイ工場主協会においては協会内で意見の対立がみられた。アフマダーバード工場主協会は輸出税に賛成の立場であった。理由は棉花耕作の改良という（輸出税の）用途指定が可能であるため、というものであった。

インド棉花に輸出税を賦課するべきかどうかという問題については、関税委員会が検討する以前に1921年に任命されたインド財政委員会（the Indian Fiscal Commission）⁽⁴³⁾によっても検討されていた。インドで生産される棉花の半分近くが輸出されるがゆえに、棉花に輸出税を賦課すれば相当額の歳入が得られるであろうという理由で、インド棉花に対して輸出税を賦課することが提案されていたが、インド財政委員会はそれに対して否定的であった。それは次のような理由⁽⁴⁴⁾に基づいていた。

インド財政委員会は、世界の棉花市場においてインドが独占的地位を築いているわけではないと指摘した。当時、日本がインド短繊維棉花を大量に購入していたが、アメリカの長繊維棉花も相当量使用していた。そして、日本におけるインド棉花消費量がアメリカ棉花消費量に対してどの程度の割合を占めるかは、ある程度相対的なコスト次第であった。したがってインド棉花価格の上昇は日本のインド棉花需要を減少させる可能性が大きかった。加えて短繊維棉花に関しては、朝鮮や中国においてもその栽培が奨励され生産量が増え始めていることも財政委員会は指摘していた。そして最終的に財政委員会は、輸出税はインドの棉花生産者に負担をかけ、棉花の生産意欲を喪失させる結果をもたらすという見解を示した。

26年委員会も財政委員会と同様の理由でインド棉花に対する輸出税賦課に反対した⁽⁴⁵⁾。さらに、棉花への輸出税賦課はインド綿工業にとっても必ずしも利益とはならないと26年委員会は考えていた。むしろインド棉花の繊維品質改良を実施する方がインド綿工業も利益を得る見

(40) *Ibid.*

(41) インド棉花に対する輸出税賦課は、日本における原料コスト増加、ひいては日本綿製品の価格上昇につながることとなる。

(42) *Report of the Indian Tariff Board*, 1927, p.178.

(43) インド財政委員会に対する委任事項は、「帝国特惠という方針を採用することが望ましいかどうかという問題も含めて、インド政庁の関税政策にかかわる利害関係すべてについて調査し、勧告を行なうこと」であった。*Report of the Indian Fiscal Commission*, 1921-22, Simla: Superintendent, Government Central Press, 1922, p.6.

(44) *Report of the Indian Fiscal Commission*, 1921-22, pp.105-106.

(45) *Report of the Indian Tariff Board*, 1927, p.178.

込みが高く、栽培農民の作物代価の取り分が減ることによって全種類の棉花栽培に不当に影響するであろう輸出税賦課は最終的にインド綿工業の不利益にもつながる可能性があった。⁽⁴⁶⁾

32年委員会は、輸入棉花に対する関税賦課について検討している。輸入棉花は、1931年に実施された緊急財政政策のもとで、1ポンドにつき6パイという課税の対象となっていた。それ以前の年と比べて1931年の棉花の輸入激増の結果、棉花栽培に関わる利害関係者からこの税は恒久的なものにすべきであると提案された。⁽⁴⁷⁾ 32年委員会としては、1931年における棉花の輸入増加が、インドにおける棉花の不作とアメリカにおける棉花の豊作の結果、インド棉花の価格と比べてアメリカ棉花の価格が下落したことよるところが大きかったことを認識していた。⁽⁴⁸⁾ この種の価格変動は定期的に起こることではないが、過去12年の間に3度生じた。アメリカ棉花の価格下落が強まることによって、長繊維綿花だけでなく短繊維綿花もアメリカとの競争にさらされる危険性を伴いがちであった。32年委員会は、そのような危険からインド棉花栽培農民を保障する準備がなされるべきであり、それゆえに輸入棉花に対する関税は保護期間の間現行率で維持されるべきであると提案した。⁽⁴⁹⁾

(3) 綿糸生産動向との関連⁽⁵⁰⁾

第1節で指摘したように、両大戦間期においてインド綿工業は高番手志向を強めていった。高番手の綿糸を紡績するのに必要なのは長繊維綿花であったが、インドで生産される長繊維綿花すべてがこの目的のために使用されるわけではなかった。それは繊維の長さや強さが統一されていないことや、短繊維との混綿⁽⁵¹⁾によって高番手綿糸の紡績に適さなくなるなどが原因であった。インド中央棉花委員会は、1931-32年にはインドで生産される長繊維綿花のうち約56%が高品質棉花生産に使用できると予測したが、⁽⁵²⁾ そのすべてが工場における高番手綿糸生産に使用されるわけではなく、輸出や手織り、低番手綿糸生産にも使用されていた。

前記のような状況を考慮すると、インド綿工業は高番手綿糸を生産するうえで輸入棉花への依存を強めていったと推測されるが、実際1920年代後半から30年代初めにかけて、インドへ

(46) *Ibid.*

(47) *Report of the Indian Tariff Board, 1932, p.186.*

(48) *Ibid.*

(49) 委員会は加えて、課税目的で棉花の等級を区別することは、相対価格を混乱させ市場にも混乱をきたすとの見方を示した。

(50) 19世紀におけるこの問題については、以下の研究を参照。川勝平太「明治前期における内外綿関係品の品質」『早稲田政治経済学雑誌』第250・251合併号、1977年、184-211頁；同「19世紀末葉の木綿市場——原綿を中心に——」『横浜開港資料館紀要』第2号、1984年、1-33頁。

(51) 混綿作業に関連して32年報告書においては以下の点が指摘されている。それは、かさを増やすために水を含ませたり、とくにパンジャブ・アメリカン地方における異なる種類の棉花の混合においてはしばしば油、汚れた棉花、ごみ、種さえ混ざっていることがあるということであった。そして32年委員会は、これらの行為によって棉花生産者・使用者がこうむる被害を考えると、東インド棉花協会とインド中央棉花委員会が、これらの行為を防ぐもっとも適切な手段を調査するという問題についてもっと注目するべきであると警告している。*Report of the Indian Tariff Board, 1932, pp.58-59.*

(52) *Report of the Indian Tariff Board, 1932, p.54.*

の棉花の輸入が増大していた。1926-27年の棉花輸入量は約26万5千梱、1927-28年の輸入量は約37万梱であり、その中でアメリカからの輸入がもっとも多く、1926-27年には約14万梱、1927-28年には約28万梱であった⁽⁵³⁾。棉花の輸入が増加した理由としては、インドのいくつかの地方において棉花の生産量が減少した一方で、アメリカにおいては記録的な豊作であり大量のアメリカ棉花が世界市場に出回ったことがあげられる⁽⁵⁴⁾。その直後、インドでは豊作により棉花の輸入は1928年から30年にかけて一旦減少したものの（1928-29年には約16万1千梱、1929-30年には約13万4千梱⁽⁵⁵⁾）、加えてボンベイでは労働争議が勃発して棉花需要が減少し、インド紡績工場では例外的に大量の在庫を抱えることになった。

しかし30年代初頭には再度輸入量は増加したが（1930-31年には約32万7千梱、1931-32年には約44万4千梱）、それは外国棉花の価格が低下したこと、特にアフマダーバードの工場で高番手綿糸生産のために長繊維棉花を輸入する傾向が強まっていったことなどが原因であった⁽⁵⁶⁾。30年代初めには、エジプトや東アフリカからの棉花輸入量がアメリカからのそれを上回っていたが、それらの地域から輸入された棉花はすべて1インチ以上の長さを有する長繊維棉花であった。また32年委員会は、1929年9月から1932年5月の間に輸入されたアメリカ棉花のうち75%は1インチ以下の繊維の長さであり、それゆえにインド棉花と競合する可能性があることも指摘している。

では、このような状況の中で、インド綿工業に対する保護の問題と原材料である棉花を確保する問題はどのように関連づけられたのであろうか。ここでも財政委員会の主張への言及がみられる。財政委員会の主張は以下のとおりであった⁽⁵⁷⁾。すなわち、関税委員会は最終的に各産業に対してどの程度保護が与えられるべきか—具体的には、適切な保護関税率—を決定するうえで、インドと諸外国における相対的な生産コストを考慮するべきである、ということであった⁽⁵⁸⁾。相対的な生産コストは保護を要求している産業がその対象となるにふさわしい条件をみたしているかどうか判断するのによい材料となる、というものであった。

しかしながら、インド綿工業から提示されている保護要求は、短繊維棉花から作られた製品だけでなく長繊維棉花から作られた製品も含まれていた。インド中央棉花委員会によれば、1931-32年に生産されたおよそ400万梱のうち長繊維棉花の生産量は132万梱であり、高番手綿糸生産のために必要な繊維の均一性と張力という条件を満たすのは132万梱のうちわずか73万5千梱とのことであった⁽⁵⁹⁾。インドの代表的な長繊維棉花はパンジャブ・アメリカ綿であ

(53) *Ibid.*

(54) *Ibid.*

(55) *Ibid.*

(56) *Ibid.*

(57) *Report of the Indian Fiscal Commission, 1921-22*, Simla: Superintendent, Government Central Press, 1922, pp.57-58.

(58) 財政委員会は、生産コストという要因自体は、たとえばインドにおける高い生産コストがただちに救済可能な原因によるものであるかもしれないという理由で、適切な保護関税率を導き出す解答となるとは限らないかもしれないし、産業の非効率を固定させるような保護関税率を提言することはもっとも不適當なことであろう、と留意を促している。

(59) *Report of the Indian Tariff Board, 1932*, pp.107-108.

るが、このうち85%は最大10%までの割合でパンジャブ・デッシ綿と混ぜて栽培者によって売られていたため、実際に全生産量のうち高番手綿糸紡績に適しているのはほんのわずかであった。

インドの長繊維棉花は概して、24番手から40番手の綿糸製造に適するものとして用いられていた。インド中央棉花委員会によれば、長繊維棉花のうち少なくとも40%は輸出され、おそらく15%は工場消費以外の用途に使われていた。⁽⁶⁰⁾それゆえ、インド紡績工場によって実際に消費されている棉花の量は全生産量よりもかなり少ないことになる。1930年代初期の時点では、生産されたすべての長繊維棉花が工場消費用として入手できてはいなかったものの、インドでは(40番手以上の綿糸生産にとって)必要量を満たすのに十分なだけの長繊維棉花が生産されているとみなされていた。

しかし40番手以上の綿糸製造については、1930年代初期の時点ではインドではその製造に適した棉花は入手できず、インドにおいてその種の棉花が育成される確固たる見通しもありそうにないとみなされていた。⁽⁶¹⁾したがって40番手以上の綿糸あるいはそれらの綿糸から織られる綿布製造に対する保護認可については根拠が認められないと示唆されてきた。実際、1930年代初期のインドにおいて、国内産および輸入綿糸の両方を含めて40番手以上の綿糸から織られた綿布の消費量は、全種類の綿布の総消費量のうちせいぜい20%を占めるに過ぎなかった。⁽⁶³⁾さらに32年委員会としてはインド紡績工場による生産の多様化の進展が、現在インドで入手できる長繊維棉花の生産量増加へのインセンティブにつながると結論づけた。⁽⁶⁴⁾換言すれば、インド綿工場における長繊維棉花の需要を増加させることが、棉花栽培者にインセンティブを与え、ひいては棉花生産量の増加につながるということであった。

むすびにかえて

棉花に関して関税委員会が行なった具体的な政策提言は、インド棉花に対しては輸出税を賦課しないこと、および輸入棉花に対しては関税を賦課することであった。その理由は、日本という重要な棉花輸出市場を失いたくないということと、インド棉花栽培者(棉花を栽培する農民)の利益を守るということにあった。関税委員会は日本を、インド綿工業にとって競争あるいは対立する相手としてみなすと同時に、インド棉花の重要な顧客としてみなしてもいた。同時に両大戦間期のインドにおいては、高番手綿糸の生産が増加する中でその原料となる棉花を輸入に依存する状況にあった。しかし輸入棉花への関税賦課はインド綿工業の保護とは必ずしも相容れないものであった。

(60) *Report of the Indian Tariff Board*, 1932, p.108.

(61) *Ibid.*

(62) *Ibid.*

(63) *Report of the Indian Tariff Board*, 1932, pp.108-109.

(64) *Report of the Indian Tariff Board*, 1932, p.109.

では、なぜ関税委員会は棉花栽培農民の利益に配慮する立場をとることになったのであろうか。考えられる理由として、次の3点を挙げることができよう。第1の点は、棉花栽培農民は、綿製品を購入する消費者でもあった、ということである。生産した棉花の需要が減少すれば栽培農民の購買力も低下することになり、ひいては彼らの綿製品需要も低下することになる。したがって、棉花栽培農民の利益に配慮することは、間接的にインド綿工業を保護し発展させることとも関連していたのである。⁽⁶⁵⁾第2点として、多数のインド農民の利益を無視すれば、彼らはインド政庁に対して、ひいてはイギリスによるインド支配に対して不満を募らせることになり、その不満が社会不安へとつながる可能性は否定できないということが挙げられるであろう。そして第3の点として、棉花をはじめとする第1次産品輸出で得た貿易黒字によってインドがイギリスに対する赤字を相殺するという構造が背景に存在していたことも指摘できよう。

棉花価格の問題と関連してさらに1点指摘しておきたい。第1次世界大戦後、1919年から20年にかけてはルピーの交換比率が乱高下してインド経済は危機的状況に陥るが、1924年にインド政庁は、最終的に1ルピー=1シリング6ペンスの比率でルピーをポンドに固定的にリンクすることを決定した。このルピー・ポンド間の為替レートについては、インド産業界とりわけボンベイ綿業界からはルピー高にすぎるとの非難の声があがった。しかしこのレートはインド独立時まで変更されることはなかった。為替レートの問題と価格の問題は密接に関連しているが、少なくとも1926年および1932年の関税委員会は、棉花価格について為替レートと関連づけて論じることはしていない。

第1次世界大戦後のインド政庁は、本国費の支払いを助け、イギリスのスターリング・バランスの支払いを円滑に履行することを考慮して、ルピー・ポンド間の為替レートの固定に固執した。イギリス製品に対する特惠措置をめぐってはインド綿業界を擁護する姿勢を示した関税委員会も、根本的にはこの方針に沿ったうえで政策提言を行なったといえる。加えて、為替高と外国棉花輸入との関連から、次の点も指摘できよう。インド綿工業は高番手綿糸生産において輸入棉花への依存を強めていった。インド綿製品の輸出という点からみると、ルピー高はインドにとって不利となる。しかし外国からの棉花輸入という点からみると、ルピー高によってインド綿工業は棉花を低コストで入手することが可能となる。原材料確保という観点からすると、1ルピー=1シリング6ペンスに固定化して為替レートの安定化を図るというインド政庁の方針は、インド綿工業にとって間接的にせよ有利な面もあったのである。

インド綿工業の保護・発展のための調査および政策提言を行なうという立場にありながら、原材料である棉花に関する問題については関税委員会は栽培農民の利益に配慮するという立場

(65) このことは、日本やイギリスにも同時にあてはまる。つまり、インドの棉花栽培農民は、インド綿工業にとっての消費者であると同時に、日本綿工業およびイギリス綿工業にとっても消費者たりえたのである。したがって日本やイギリスがインド向けの綿製品輸出増大を意図するならば、自国におけるインド棉花消費を奨励すべきである、ということになる。実際、1933年に英印間で実施された民間通商交渉においては、上記の認識が議論の底流にあった。拙稿「インド棉花輸出問題から見た英印民間会商と第一次日印会商」、38-41頁；拙稿「1930年代前半のインド棉花輸出問題に関するタークルダースの見解——タークルダース・ペーパーの紹介を通じて」『アジア太平洋論叢』第17号、2007年、139頁。

をとったがゆえに矛盾も抱えることになった。関税委員会委員は自らインド各地に調査に訪れるとともに、インド国内のさまざまな組織・個人から資料データを収集して報告書を作成したのであるが、原材料である棉花の確保という問題から関税委員会の政策提言の意義をとらえなおしたとき、従来あまり指摘されることのなかった産業利害と農業利害との対立という側面もみえてくる。両大戦間期のインドにおいては、このような矛盾を抱えつつも、為替レートの安定化および第1次産品輸出による貿易黒字獲得という方針の下で、農業の繁栄と工業の発展とのバランスをいかにとるかが模索されていたといえる。その意味で、綿工業の保護・発展をめぐってもインド綿業資本家のみが擁護されていたわけではなかったのである。